

戦前の社会事業分野における
「精神薄弱」概念の歴史的研究Ⅱ (下)
——全国社会事業大会等における「精神薄弱」
関係用語・概念の検討——

平田勝政

A Historical Study on the Conception of
“Mental Deficiency” through the Field of Social Welfare
in Japan before World War II (the Second Report—2)

Katsumasa HIRATA

2. 第2期における大会の議論の特徴と主要な「精神薄弱」概念の検討

(1) 第2期における各大会の議論の特徴 (前号参照)

(2) 第2期における主要な「精神薄弱」概念の検討—菊池俊諦らを中心に—

「低能児 (白痴)」から「精神薄弱児」への転換 (移行) 期である第2期で注目されるのは、内務省社会局 (地方局救護課・社会課時代を含む) 関係者による児童保護の振興をめぐる動きである。とりわけ、1920 (大正9) 年8月の内務省官制中改正による社会局の設置に伴って「児童保護ニ関スル事項」が管掌事項に明確に登場し、「社会事業」の時代が到来したことの意義は大きい。というのは児童保護事業の対象者・種類・各事業内容等の明確化が政策的に要求される中で、「特殊教育」をめぐる政策転換 (慈善・慈恵の放任主義から社会政策の一環としての教育振興への積極的転換) が起こり、そういう文脈の中で「低能児」から「精神薄弱児」への用語・概念の転換も促進されたこととらえることができるからである。それらの全容の解明は、今後の重要課題であるが、その担い手である内務省関係者として、少なくとも床次竹二郎 (内務大臣)、添田敬一郎 (内務省地方局長)、田子一民 (内務省地方局救護課長→社会課長→社会局長)、菊池俊諦 (国立武蔵野学院・院長)、黒澤良臣 (武蔵野学院・院医)、生江孝之 (内務省嘱託)、熊谷直三郎 (内務省嘱託) らに注目しておかなければならない。ここでは、それらの社会局関係者の中から、黒澤、生江、熊谷、菊池の主張に注目して、以下、順番に概括していく。

(i) まず黒澤良臣は、1920年に論文「社会問題としての低能者」 (本誌第45号掲載の目録No28) を発表して、いち早く低能児問題に注意を喚起した。黒澤は、その論文で「用いた『低能』なる語は、英の Feeble-mindedness, 独の Schwachsinnigkeit に当り, minderwertigkeit には当たらないのである。学術上の用語には『精神薄弱』と訳すのが適当である。」と述べて、「精神低格」と「精神薄弱」の区別があいまいな「低能」という用語に、より厳密な使い方を求めた。しかし、「低能児」という用語は、例えば、1921年4月に来日したマーチン・バーの講演が「低能児発生の社会的予防」「低能児を隔離せよ」という見出しで、多くの新聞・雑誌に掲載されたように、「精神薄弱」という厳密な用語の使い

方は流布しなかった。

(ii)次に生江孝之は、「精神異常児」と「劣等児」の概念上の明確な区別・鑑別の必要性和「劣等児」教育の振興を強く主張した。生江は、第五回社会事業大会(1920. 6)で協議題として「精神異常児及劣等児鑑別所ノ普及及方法如何」(本誌前号の資料1—No 5参照)を提出している。この「精神異常児」と「劣等児」を区別して処遇する必要性の提起は、前項で取り上げた内務省地方局長・添田敬一郎(中央慈善協会常務理事)の論旨と全く共通である。生江(中央慈善協会評議員)の意見が、内務省の見解に反映したとみることにもできる。生江自身の見解の表明は、論文「劣等児童の教育」(目録No41 初出:東京朝日新聞 1922. 12. 18付 著書『児童と社会』に修正して収録)にみることができる。その中で、生江は、「劣等児」を、「精神異常児と称する精神薄弱児及び精神低格児と区別し、単に小学校内に於て二三年間普通児より進歩の遅鈍なる者」と規定するとともに、「学術上精神異常児と画然たる限界を定むるは至難なるべきも大抵は脳の実質に欠陥を有するものではなく、精神能力の薄弱者も多少有する外、其の多くは身体異常、身体虚弱、栄養不良、睡眠不足、過労と欠席などより発生するもの」とした。そういう「劣等児」は、「普通児」の「教育に随従し能はざるがため益々勉学を厭い欠席勝となり、遂に中途退学となり、その結果、浮浪児、不良児、犯罪者若くは其の他反社会的生活を営む者多数輩出するに至る」とし、そういう「劣等児」が、統計上少なく見積もっても全国で「45万人に達する」とした。その解決策として、「鑑別所の設置」が必要であり、さらに「特別教育」として「特別学級若くは特別学校を設け、全然之を普通児と区別して教育する」ことを主張した。このように生江にあっては、関心が「劣等児」の鑑別とその教育振興にあり、「精神薄弱」は、その「劣等児」と概念上明確に区別されるべき存在として意識されているが、それ以上の言及はしていない。なお著書『児童と社会』(1923年)では、「児童保護事業の対象」を論ずる中で、「精神異常としては、低能児、白痴児、精神病児及び或る意味に於ける不良児等」(P. 35)という表現を使っており、「精神薄弱児」と「低能児、白痴児」の用語・概念上の関係を明確にすることなく、併用しており曖昧である。「精神薄弱児」=「低能児、白痴児」というとらえ方をしていると理解することもできる。

(iii)次に熊谷直三郎は、「社会局嘱託・医学博士」という肩書きで、1926年に論文「異常児の定義、分類並其の鑑別(上)」(目録No44)を「社会事業」誌に発表し、学術的な「異常児」概念の整理・検討をおこなっている。同論文は、(下)が関東大震災の影響のためか不明であるが、後に中央社会事業協会発行の『社会事業大系(第二巻)』(1929年)に全文が収録されていることから見て、1920年代の社会事業分野を代表する学術的な「異常児」概念とみなすことができる。(以下では『社会事業大系』所収論文の方を使用する。)

熊谷は、「異常」とは、「或る事象を観察して…その事象が示す多少の偏倚が、その事象を起す事物の全般に涉りて略一定である正常規範の則(=その事象の示す所の性質並に数量に関して、普遍且妥当的である様な法則的事実の或一定の限界)を越えておるか否か、又は之に達せないかどうかを見定めること」によって把握できるとし、その観点からみた「精神生活」上の「異常とは、吾人の精神的平均点(中庸点)より偏倚せる場合を指す」とした。そして、「異常児」とは、「一時的にも乃至持続的にもその精神生活に於て一定の異常を呈する精神の発育障碍ある児童なり」と定義し、「異常児の分類」としては、「異常児」を、①「智能異常」、②「身体異常」、③「性格異常」、の3つに分けてとら

えた。その内、「智能異常」は、「智能障碍の程度」によって「大別」すると、「白痴 (Idiotie, Idiocy)」、「痴愚 (Imbecilität, Imbecile)」、「魯鈍 (Debität, Moron)」の「三種」があるとした。その「三種」を何をもって区別するか、その指標については様々な見解を紹介しているが、熊谷自身の見解の明確な展開はなく、また智能指数 (IQ) による区分に積極的な賛意も表明していない。

熊谷の用語・概念で注目すべき点は、第一に、用語として「低能児」や「精神薄弱」ではなくて「智能異常」又は「智能障碍」を使用していることである。それは、「智慧の発達はどうかといふ方面から観た異常」というとらえ方に由来している。

第二は、「智能異常」と呼称することによって生じる概念上の矛盾 (不整合) についてである。熊谷は、「自分はかりに智能異常と名づけたが、これは強ち智力ばかりの異常ではなく、実際に於て智も情も意も共によく障碍されるのであるから名称によりて誤たれない様にしてもらいたい」と述べている。さらに熊谷は、「智能異常」の「本態は、脳髓組織の発育が不完全又は全然制止されたのであるからして、単に智能程度の発育が正常児の如く行はれないといふのみでなく、一般に精神発育が障碍せられてをるのである。」という認識を示している。この「智能異常」と呼称される児童の本質的特徴に関する熊谷の把握は、杉田直樹に代表される「精神薄弱」の本質を智・情・意全体の精神発育制止ととらえたとらえ方と共通 (一致) しているが、用語としては第一義的には「智能」に注目した名称＝「智能異常」を使用するという点で、用語 (呼称) と概念に齟齬があるといえる。ここには、「精神薄弱児」の本質規定をめぐって、「智」の「異常」とみるか、「智」に注目しつつも「智・情・意」全体の「異常」とみるか、という問題提起がなされているとみることができる。

(iv)最後に、この第2期に「精神薄弱児」という用語を、三田谷啓とともに最も自覚的に使用し、「低能児」から「精神薄弱児」への転換に重要な役割を果たした菊池俊諦について検討していこう。

菊池は、第2期に開催されたすべての社会事業・児童保護大会に出席しており、「精神薄弱」に関わる社会事業関係者の議論を最も承知していた人物の一人である。本誌前号の資料1 (その1) にみるように各大会で議論的となる「精神薄弱」概念の明確化の必要性についても自覚をしており、菊池なりの対応を準備していたと考えられる。その本格的な展開が論文「精神薄弱児の教育並保護」(1926. 10. 22付 脱稿)である。その論文は、本誌46号の「研究I」でもふれたように1926年に、まず児童保護協会発行の「児童保護」(第1巻第1～9号、4・7号を除く)に連載され、それに加筆したものが教育分野の「教育問題研究」第79・81・83号(1926～1927年)に、さらに感化事業分野の「感化教育」第10号(1927. 12)に掲載され、用語の転換に大きな影響を及ぼしたと考えられる。

菊池において「低能児」から「精神薄弱児」への用語の転換と「精神薄弱」概念の明確化の必要性とその背景・要因・到達点等についての詳細な分析は、菊池が残した全著書・論文や武蔵野学院(1918年開設、1919年院長として菊池就任)における「不良児」の実態と処遇の分化過程にまで立ち入った検討をしなければ確定できないが、それは、今後の課題にするとして、ここでは上記の論文「精神薄弱児の教育並保護」を手がかりにして菊池の主張とその意図するところを整理しておきたい。

「感化教育」第10号に掲載された論文(以下、「菊池論文」という)において、菊池は、

「我が教育界では、劣等児低能児などいふ語が普く行はれているので、茲に謂ふ所の精神薄弱児との区別が明確でない嫌がある。一には精神薄弱といふ語が種々の意味に用いられているのと、二には低能といふ語が種々の意義に用いられているが為である。」と述べて、「精神薄弱」と「低能」の用語・概念上の関係を明確にすることを問題にした。それは、「研究Ⅰ」でふれたように、第一回児童保護事業会議（1926. 12）で、「精神薄弱」と関わって、「劣等児と低能児の分類及名称を明かに」することが決議されたことと連動しており、菊池論文は、その点に関する菊池なりの見解の表明とみることができる。

ところで、菊池は、最初の著書である『感化教育』（1923年）において、「感化院の児童」を概念的に整理する中で、「精神的異常」について論及しているが、そこでは、「精神薄弱」と「低能」が併用されており、両者の関係は、依拠した様々な用語・概念の多様性に影響されて、不明確で混乱した使われ方がされている。例えば、「知能異常」を、「低能、魯鈍、痴愚、白痴の四類」とし、「低能」と「魯鈍、痴愚、白痴」とを明確に区別している（P. 129）が、別の所（P. 138）では、「低能」＝「軽愚、痴愚、白痴」となっている。少なくとも、1923年段階では、「低能」という用語・概念の隆盛に影響されて、いまだ菊池において、「精神薄弱」という用語・概念で統一化（一本化）されてはいなかった。その傾向は、1925年の著書『保護児童の教育的研究』でも同様で、「低能者は、知能の薄弱を示すもので、或は之を精神薄弱とも称する」（P. 65）として、「低能」という用語の使用を優先させながら、両者を併用している。結局、菊池において「低能」から「精神薄弱」への用語転換が明確になるのは、児童保護協会の設立（1925. 12）からであるといえる。すなわち、児童保護協会の機関誌「児童保護」創刊号（1926. 4）に掲載されている「児童保護協会設立趣意」は、明確に「精神薄弱」のみを使用している。また、上記の菊池論文「精神薄弱児の教育並保護」の連載第1回目も創刊号から始まり、そこで「精神薄弱の意義」の検討が開始される。その「精神薄弱」概念の明確化の作業の中で、「低能」に対する用語・概念上の整理が必要となり、上記したように「低能の語義」が問題にされたとみることができる。では、菊池論文における「精神薄弱」概念の具体的検討に入ろう。

まず菊池が、「精神薄弱」概念を問題にする前提には、社会防衛論の立場からの危機感があるということを確認しておこう。菊池は、「精神薄弱児の教育並保護といふ問題は、極めて重大なる国家問題である。」（P. 23）と述べ、その理由に、「精神薄弱児童」の多くが、将来「貧困、窮乏、風紀紊乱、犯罪等」の「社会の平安を脅かす」「社会の平和を害する」存在となり、「社会の脅威」となることを挙げている。結局、社会防衛論的危機感が、菊池をして「精神薄弱」概念とその鑑別法の明確化のための検討作業をさせた根本的動機であるといえることができる。

そのことを前提にして、「精神薄弱」概念の整理を通して菊池が問題にした重要な論点をみていくと、まず第一は、心理学概念における「精神薄弱」と「低能」の関係の問題がある。表2は、菊池論文中に登場する「精神年齢」「知能指数」を指標にした「精神薄弱」概念を一覧表にしたものである。

菊池は、表2にみるように、「精神年齢」や「知能指数」を指標とした「精神薄弱」概念の規定が明瞭であるのに対して、「一般に劣等、低能と称するものは、是等の知能欠陥の孰れに該当するであろうか明瞭でない」と指摘した。そして、「ターマンの所謂境界線

表2 菊池俊諦論文にみる心理学分野の「精神薄弱」の定義と分類

| | | |
|--------------|---|--|
| 定義 | ①「精神の発達が停滞したために、精神欠陥者となり、他の正常人と対等の交際が出来ず、自己の事も適当に処理することの出来ないもの」(米国・精神薄弱児童研究会の所説より) ②「精神薄弱とは、生まれた時又は幼年期より存する精神的欠陥の為に、正常者と同一の条件では生存競争を為すことの出来ぬものである」 | |
| 精神年齢による分類・定義 | 或る学者 バルンハム | 「正常児の十二歳程度までは発達するが、其以上は進み得ないもの」 「いつまでも三歳又は六歳又は九歳の児童として残されているもの」 「例年暦年齢が五十に達していても同様の関係に於いて存するもの」 「遺伝的素質が良好で、身体の発育並精神の発達が十八ヶ年乃至二十ヶ年の間、連続的に進むならば、吾人は之を正常者」と呼ぶ。「遺伝的素質が良好ならずして、一歳又は二歳の心理的年齢で、其の精神発達が停滞するならば、之を白痴」「五歳又は六歳の心理的年齢で止まるならば、之を痴愚」「十歳乃至十一歳の心理的年齢で止まるならば、之をモロン(魯鈍)」と名づける。 |
| | ゴッダード | 「白痴は精神年齢二歳以下」「痴愚は七歳以下」「魯鈍は十二歳以下」 (度)(精神年齢) (作業的能力) 白痴 { 高度…1年以下…世話がいる。歩ける。有意的に見つめることができる。 { 中度…1年…自分で食べる。何でも食べる。 { 軽度…2年…選んで食べる。 痴愚 { 高度 { 3年…仕事をしない。少し遊ぶ。 { 4年…手伝をしようとする。 { 中度…5年…最简单的な仕事(をする。) { 軽度 { 6年…仕事を少しつけてやれる。お皿などを洗う。 { 7年…家の中の御使。はき掃除。 モロン(魯鈍) { 高度 { 8年…お使い。軽い仕事。床をとる。 { 9年…重い仕事。磨き仕事。繕い。 { 中度…10年…建物におけるよき手伝人。課程による仕事。 { 軽度 { 11年…時々監督だけで可なり複雑な仕事をする。 { 12年…機械の使用。動物の世話。監視不要。自分で計画をたてることができぬ。 |
| 知能指数による分類・定義 | ウッドロウ | 知能指数 140以上 俊才 ♪ 120~140 最優秀 ♪ 110~120 優秀 ♪ 90~110 普通 ♪ 80~90 劣等(知能指数) ♪ 70~80 最劣等 { 50~70 魯鈍 ♪ 70以下 精神薄弱 { 20又は25~50 痴愚 { 20又は25以下 白痴 *「普通」以下を、「劣等、最劣等、精神薄弱」の三段に区分。 |
| | ターマン | 知能指数69以下を、「最下智」=「精神薄弱」とする。 |
| | クールマン | 知能指数74以下を、「精神薄弱」(=魯鈍、痴愚、白痴)と見做す。 *「平均」以下を、「遅鈍、境界線、魯鈍、痴愚、白痴」の五段に区分。 |

的児童も、ウッドロウの劣等児童も、すべて低能児童と呼ぶべきであり」、「概念的に知能欠陥のすべてを低能児と呼ぶのも或いは善いかも知れぬ」とした。しかし、「知能の欠陥の状態如何により、児童の先天的学習能力が異なっているとすれば、成るべく精細に区分して之に適応した教育方法を講ずることが合理的でもあり、又児童のために親切である」という見地から、「精神薄弱」を「出来るかぎり精細に区分することが…必要である。」とした。

結局、菊池は、心理学分野の「精神薄弱」概念と「低能」との関係を検討する中で、①「劣等、低能」や「低能児」という呼称は、「知能の欠陥状態」を「精細に区分する」用語・概念ではないこと、②「精神薄弱」という用語・概念を使用することによって、下位の「魯鈍、痴愚、白痴」という三段階の区分とその各段階の特性に応じた教育が可能になり、児童のためになること、③留意点として、「真の精神薄弱」と「偽の精神薄弱」（＝「身体的に若くは精神的に不幸なる事情が伴った結果として、精神発育停滞を惹き起した場合」）を明確に区別すること、④表2の「知能指数」等による「精神薄弱」の定義が示すように、論者によって境界線の数値が異なっており、「普通児と精神薄弱児との境界を如何に定むるか」が未だに確定していないという問題があること、等を指摘している。

次に、菊池は、当時の教育分野における「低能者」という用語・概念が、心理学分野と同様、「智能欠陥者」を主対象にしているのに対して、精神医学分野における「低能」概念が、それとは異なっていることを、次のように整理して述べている。

「従前は、先天的精神発育制止症中、主として智能発育の制止せる者を低能者と称し、智能は正常に近い者で、専ら性格（感情意志）上に発育上に欠陥を有している者を変質者と称したが、最近では、全精神作用即ち智情意共に発育制止を有する者を、低能者と呼んでいる。其中に於て、比較的に智能が発育していながら情意の発育の不十分なものは、変質者又は性格異常者と呼ぶ…此意味によれば、低能者とは、智力の低劣と性格の異常とを兼有するものである。」

この記述から当時の精神医学分野では、従来の「低能」＝「智能発育制止者」から「低能」＝「全精神作用（智情意）全体の発育制止者」という方向に概念が拡大し、それが支配的になってきている傾向が確認できる。

一方、菊池の所属する社会事業（感化事業）分野では、「不良少年」＝「保護児童」という場合、「智能正常並正常以上の者」、「精神薄弱の者」、「変質者」の三つに分類し、「性格欠陥者」という場合には、「精神薄弱者、即ち狭義の低能者」と「変質者」の二つを合計して、「広義の低能者、即ち精神発育制止者」とするのが、通説であるとする。

このように「精神薄弱」及び「低能」をめぐる概念規定は、諸説紛々であるが、菊池の最後の結論は、「知能異常の者を、低能と称するときには、頗漠然たる嫌がある…されば私共は比較的に限局した意味に於て、精神薄弱の語を用い、強度に智能欠陥の存するものとして之を考へておかう。」（P. 34）と述べて、「精神薄弱」をめぐる用語と概念の拡大・混乱に、菊池なりに整理をおこない、「精神薄弱」＝「強度に智能欠陥の存するもの」＝「魯鈍、痴愚、白痴」という限定性・厳密性を持った用語・概念の使い方を提唱した。また、そうすることが、すでに確認したように、「精神薄弱」と呼称される児童の人道的な処遇（教育・保護）を明確にすることにつながり、当事者の利益となるとの考えに基づく提案でもあった。いずれにせよここには、「精神薄弱」概念の本質規定において、智情意の関係をどう構造的に把握するのかという課題が提起されているとみることができる。

3. 第3期における各大会の議論の特徴と代表的な「精神薄弱」概念の検討

(1) 第3期における議論の展開過程と「精神薄弱」概念の特徴

第3期の各大会における議論では、すでに用語としては「精神薄弱」が定着し、その概念と処遇体系が、精神薄弱児童保護法制定⁽¹⁾と関わって、「精神薄弱」施設関係者の主導性をもって深化していったところに特徴がある。そのことに注目しながら、以下、各大会での「精神薄弱」概念をめぐる議論を概括していきたい。

まず各大会における議論の展開過程は、次のとおりである。(具体的な内容は、末尾の資料1(その2)を参照)

- (a)第三回全国児童保護事業大会(1934. 6)の第四部会における「身体並に精神異常児保護に関する建議案」, 「(同)決議案」における「精神異常児童調査委員会」の設置要求
- (b)第八回全国社会事業大会(1935. 11)の第一部会第四委員会における第37号議案「精神薄弱児童保護法並身体欠陥児童保護法制定方建議ノ件」に関する久保寺保久による提案文「精神薄弱児保護法制定に関する要望と其理據」の説明
- (c)第八回全国社会事業大会継続委員会第三委員会での審議を経て、全国社会事業大会常設委員会が提出した「精神異常児保護法制定及之が保護施設拡充方要望に関する件建議」(1938. 4)
- (d)第四回全国児童保護大会(1939. 10)の第三部会決議事項「精神薄弱児童保護に関する件」及び厚生・文部両大臣宛の建議
- (e)紀元二千六百年記念全国社会事業大会(1940. 10)での「決議」とそれをうけた「国民学校制度実施二伴フ対策二関スル件」の建議

次に、以上に列挙した(a)~(e)の中で、「精神薄弱」概念に関わる認識の変遷と到達点を見ていくと、それは、次のように展開した。

まず、(a)では、林蘇東の発言(資料1—No.10参照)に見られるように、「精神薄弱児」を「反社会的」で「危険」な存在であるという基本認識の上に立って、早期発見と保護が提唱され、建議案の中では、具体策として「精神薄弱者」には「特別養護学級低能白痴院」の設置普及が要望されている。さらに、その措置を推進していくために「精神異常児童調査委員会」を設置し、「吾国児童の精神発育標準を定むること」と連動して「精神異常児童の種類並に各種異常児の精神状態を明確ならしむること」等を、その「委員会」の任務にあげている。しかし、この建議案の中では、「特別養護学級」「低能白痴院」が対象とする「精神薄弱」の程度は示されていない。また、「第四部会参考資料」として配布された「精神薄弱者二関スル調査」は、それまでの調査研究によって把握された「精神薄弱者」の数・比率に関する重要なデータが提供されているが、「精神薄弱者」=「低能」, 「精神薄弱者」=「低能者(=白痴, 痴愚)」, 「精神薄弱者」=「劣等児・低能児」, 「低能児」=「白痴・痴愚・魯鈍」というパターンがみられ、総称用語として「精神薄弱」を使用しているものの、その対象の範囲・種類・程度・用語については未整理のままの提示に終わっている。

(b)の提案について、久保寺は、日本精神薄弱児愛護協会を代表して、3つの柱で趣旨説明をおこなった。まず、前置きで、「社会事業」が「事後救済」から「事前の防止的処置」へと転換していることを確認した上で、「社会政策的に立法化」された「児童保護法制の

組織的体系化」が強く求められている時代が到来していることを強調した。そのことを前提に、第1の柱で、救護法、少年教護法及び少年法、児童虐待法、母子扶助法等による救済では、「精神薄弱児」の「救済の実」があがっていない現状を指摘し、第2の柱では、精神病理学等の学問的進歩によって「異常児の科学的診断と処遇」に関する研究が進展し、さらに精神衛生運動の高揚も影響して、「身神異常児」に対する社会的関心が深化してきたこと、を指摘した。その上で、第3の柱で、「精神薄弱児童保護法」の発布によって実現すべき次のような「保護救済策」を提案した。

(イ) 小学校に於ける補助学級の拡充

(ロ) 児童精神病室乃至精神病院の早急の実現

(ハ) 矯正院、少年教護院における特殊教育の一層の適当なる分化を示す教育と養護

(ニ) 精神薄弱児治療教育所の振興拡充

(ホ) 救護法被救護者中の精神障害者保護を一層徹底し、極貧階級に於ける最も悲惨なる重篤なる精神薄弱児の保護と教養

(ヘ) 精神欠陥者の発生子防と保護治療、精神衛生運動の優生学的重要性の一層の強化以上、提案説明の要旨を概括したが、「精神薄弱」概念に関わっては、「高度の精神薄弱者」「低度の精神薄弱者」「精神薄弱者中重症にして教化不可能な者」といった表現がみられるだけで、その前提となる基準は示されていない。また、上記した「保護救済策」の中で挙げられている「小学校に於ける補助学級」「精神薄弱児治療教育所」等が対象とする「精神薄弱」の各程度も明示されていない。

(c)では、「精神薄弱児童保護法」の制定理由が、「貧困の主要なる原因」「浮浪の徒乃至犯罪者発生の要因」「民族の変質を誘致し国家の隆昌を阻害する」要因は除去して「社会問題」を解決することにあることを明確にしているが、「精神薄弱」概念については手がかりとなる記述がないので不明である。

(d)では、「精神薄弱児」の教育・保護施策が、「人的資源の確保に寄与する」という見地から、「精神薄弱児特別教育令」と「精神薄弱児保護法」の制定が決議・建議されている。「精神薄弱」の程度とその措置先は、「精神薄弱児鑑別所」の判断に委ねて特に基準は示されていないが、次のような処遇体系が提示されている。

①補助学校・補助学級—「智能の欠陥に因り小学校に於て特殊なる教育に依るに非れば教育の効果を挙ぐる事困難なる児童」

②精神薄弱児治療教育院・療護院—「補助学校若は補助学級に編入するに適せざるもの」

・治療教育院—「軽症なる精神薄弱児」を対象にして、「可及的職業能力の涵養に努め其の職業能力が社会に於て職業を営み得る」までに指導する機関で、道府県に設置。

・療護院—「重症なる精神薄弱児」を対象にして、「簡易なる作業の訓練をなす」機関で、国立の機関。

③聚落—「治療教育院」でその「能力及性格が社会に於いて職業を営むに適せぬ」と判断された者、又は「療護院」で「一定の訓練を経たる」者が、作業をして、「可及的自足の生活をなさしむる」機関。

ここには、「精神薄弱」の程度(軽重)によって、「補助学校」→「補助学級」→「治療教育院」→「療護院」→「聚落」という処遇体系が提案されている。特に、知的能力だ

けでなく「職業能力」、別言すれば「自足の生活」（自立）の可能性とその程度が考慮に入れられている点が注目される。なお、「聚落」についての具体的記述はない。

(e)の決議・建議については、「精神薄弱」概念に関わる記述がないので不明であるが、その大会の協議題で「心身欠陥児童に対する教育教養に関する件」の提案をした久保寺の説明の中には、「軽度」「高度」の「心身欠陥児」、「中症或は重症の心身欠陥児」という表現がある。

全体を通して特徴的なことは、「精神薄弱児」という用語を一貫して使用しているが、「高度」「低度」あるいは「重度」「軽度」という程度を示す表現が登場するのみで、医学用語の白痴・痴愚・魯鈍、教育用語の劣等児・低能児、あるいは智能指数に代表される心理学的指標のいずれも使用していないことである。それは、精神薄弱児童保護法制定の議論に参加した関係者の間で、何をもちて高・中・低あるいは重・中・軽と区別するかの基準が確立（合意）されておらず、統一的な「精神薄弱」概念がまだ形成されていなかったことによるものと推察される。

(2) 第3期における代表的な「精神薄弱」概念の検討—久保寺保久を中心に—

では、社会事業関係者個々人のレベルでは、いかなる「精神薄弱」概念と処遇観が形成されていたのであろうか。その点を、精神薄弱児童保護法制定の中心を担っていた久保寺保久（1891～1942）に注目して検討してみよう。前節での検討は、見方を変えれば、久保寺の「精神薄弱」概念とその処遇体系の変遷を検討したことになるが、ここでは、本誌第45号で整理した目録に登場する社会事業雑誌中の久保寺論文（主に1930年代）を中心に、久保寺の「精神薄弱」概念と処遇観の到達点を解明していきたい。

久保寺における「精神薄弱」概念をめぐる思想的営為は、1938年4月に公布された「国家総動員法」を境にして、前半と後半に区別して把握することができる。前半の時期は、社会問題としての「精神薄弱」問題をいかに解決するかという問題意識と結合して「精神薄弱」概念とその処遇体系が攻究されていると特徴づけられるが、後半の時期では、前半期の課題を継承しつつも、「国家総動員法」の第一条にいう「戦時ニ際シ国防目的達成ノ為國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」という国家的課題、すなわち日中戦争（1937.7開始）遂行のための「人的資源確保」という課題にどう応えていくかという問題意識と結合して、「精神薄弱」概念とその処遇体系が攻究されているところに特徴がある。そして、久保寺の「精神薄弱」概念は、後半期の「人的資源確保」との関係で深められたものがその到達点になっているととらえることができる。そのことを、前節との関係で確認すると、(a)～(c)までが前半に属し、(d)(e)が後半に属すといえる。

(i) 前半期

前半を代表するのは、1935年論文「精神異常児の処遇に就て」（「育児事業研究」第2輯）と1936年論文「異常児保護の精神的要素と技術的要素」（「社会事業」第19巻第10号）である。この両論文は、前節でみた第八回社会事業大会での提案説明の背後にある久保寺の「精神薄弱」に関わる認識水準を示すものでもある。

まず、久保寺の「精神薄弱」問題に臨む基本姿勢（理念）は、1936年論文で「科学と社会的正義と人類愛との動念の融合一致が、異常児保護に於て一段と其の重大性と正しき深き認識を要求しつつある」と述べているように、「科学」と「社会的正義」と「人類愛」にあるといえる。では、この3つの観点は、久保寺の「精神薄弱」概念とその処遇観にど

のように貫徹しているのであろうか。

「精神薄弱」概念に関わる「科学」的認識からみていくと、1935論文では、「精神異常若くは精神欠陥」を、①「精神薄弱」、②「変質性精神低格（所謂精神病的中間者）」、③「精神病」、の「三者」に区別し、その内の「精神薄弱者」を、「精神發育停止状態であって、全人格上の欠陥である」と規定している。また、「変質者（は）、必ずしも知能の点に於て低劣なるものではないが、精神薄弱者は、必ず其の情意の傾向に於て偏倚逸脱していて、異常を示すものである」とも述べている。ここには、「精神薄弱」の本質規定をめぐって、久保寺が、「知能の低劣」だけでなく、「情意」の「異常」を含めていること、さらには一步踏み込んで「全人格上の欠陥」と把握していることが注目される。また、1936年論文では、「精神異常児の分類」を論じる中で、「精神薄弱に関しては、医学的鑑別と教育的測定と自ら観点を異にするより必ずしも其智能段階一致せねど、大体之を三種類に分ち魯鈍、痴愚、白痴とする。」とし、さらに「吾人の如く児童を対象として智能測定するものにあつては便宜智能指数を標準とし、I Q75以下なるものを以て確定的精神薄弱として、之をなほ細分類しつつある。」と述べて、便宜上まず「智能指数」でもって「精神薄弱」を確定するとしている。その上で、「情意」の「異常」が考慮されて、「細分類」が検討されつつあったといえる。

次に、1935論文では、久保寺が考える精神薄弱者保護法制定の必要性和意図が明瞭に示されている。すなわち、久保寺は、「精神薄弱と社会問題」を論じる中で、「精神薄弱」に関わる「社会問題の諸相」を、次のように「簡述」している。（後述の図2参照）

- ①「廢殘窮民」：「ルンペン、乞食の徒の大部分は病理学的乃至社会的廢殘の精神薄弱である」
- ②「貧困」：「貧困に因る幼弱老衰の被救護者中、多くの知的劣弱をみる」
- ③「犯罪」：「不良少年少女、要保護児童の頽廢的犯罪乃至不良行為をなすものの大半は精神薄弱乃至知的劣弱である」
- ④「売淫」：「虚栄心又は性欲異常乃至倒錯に依る売春婦の大部分は精神薄弱である」
- ⑤「酒精中毒」：「酒精中毒者に精神薄弱多く又、精神薄弱はアルコールリズムに陥り易い」
- ⑥「親子心中」：「近時激増の觀ある親子心中のうち、我子の痴愚薄倖を歎きて悲惨事を敢へてするもの往々ある」
- ⑦「虐待」：「被虐待児の中往々にして精神薄弱乃至知的劣弱がある」
- ⑧「近親結婚」：「劣性遺伝に因り悲惨なる低能白痴児の出生をみる」
- ⑨「特別学級に於ける学童」：「全国の百学級内外の補助学級乃至促進学級に於ける特殊児童の大部分は精神薄弱である」

以上に列挙した社会問題の解決のために、久保寺は、社会防衛論的発想を基底に持ちつつも、「社会的正義」を実現するという立場から、社会政策立法として「精神薄弱児童保護法」制定が必要不可欠であると考えていた。また、その「社会的正義」の思想的延長線上には、「権利」思想が宿っていた。ただし、1935論文で、「犯罪傾向ある特殊異常なる精神欠陥児は、社会との関係を絶たしめ永久隔離をなし、高度の精神薄弱児等とともに進んで断種の方途を講ずるも亦止むを得ぬことであろう」（P. 26）と述べており、「隔離」や「断種」が、久保寺のいう「社会的正義」「人類愛」の観点からは、正義に適い許されるという解釈がなされている点に留意しておく必要がある。

次に、処遇観としては、詳述できないが、①治療教育学的処遇、②純医学的処遇、③優

生学的処遇、の3つ処遇形態が構想されている。その内の「治療教育学的処遇」では、処遇の「根本原理」として、①感官の教育（覚官の練習）、②身体的運動の練習（運動異常矯正）、③弁識、区別する能力の練習、④注意の練習（作業療法）、⑤直観教育（実物に依る教育）、⑥情操教育、が重要であるとしている。

(ii) 後半期

前述したように久保寺の「精神薄弱」概念とその処遇観は、国家総動員法の公布・施行を契機に、社会問題の解決という課題を包摂した総力戦（日中戦争遂行・勝利）という軍国主義的課題と結合して、すなわち「人的資源確保」という観点から、その到達点に達する。その到達点については、すでに山田明氏が論及している⁽²⁾が、ここでは「精神薄弱」概念に関する筆者の研究関心から、また、社会事業雑誌の文献調査で把握した資料をふまえながら、再検討をおこなっていきたい。

まず、久保寺の論文で「人的資源」という言葉が登場するのは、論文「異常児にみられる特殊才能」（「神奈川社会事業」第100号 1938. 8）からである。そのことと連動して前半期で確認した基本姿勢（理念）も次のように後退・転換していく。社会事業雑誌ではないが、論文「特異児童の芸術的教養」（「児童研究」第40巻第4号 1940年）で、久保寺は、次のように述べている。「児童自体の福利と社会の康寧の立場から、人道的にも社会的にも重要な問題として特異児童が考察され、永く貧弱な消極的保護がなされた。現時局はかかる社会的正義観や、人類愛的消極的児童保護思潮を許さなくなった。今日正常下軽度の精神欠陥児はもとより、より以下の魯鈍級程度の精神薄弱児も亦、十分に療護教導されて国防力、産業力に参加し、寄与貢献する人的資源として国家的考慮を要する者なることを断言するものである。」(P. 94) ここには、「社会的正義」や「人類愛」という観点はもはや許されない「時局」となり、変わって「国防力、産業力に参加し、寄与貢献する人的資源」の確保をめざして積極的に貢献していくことこそが時代の要請であるとして、そのことを主体的積極的に受けとめている久保寺の姿が写し出されている。そのことは、紀元二千六百年記念社会事業大会(1940. 10)でも、「東亜新秩序建設の非常時下に於きまして、斯る取残されたる百万或は二百万の不幸なる子供（＝心身欠陥児）の為に積極的に、協同して職業能力を見出してやり、国家の生産機構に参加して、此の曠古の一大進運に彼等をして協力させたい。（そうすることで）其の周囲の家庭を明朗化しまして、労働能率を増進させる」ことが、「刻下の急務」である⁽³⁾、と述べていることから確認できる。さらに注目すべきは、久保寺は、国家総動員法が公布・施行された翌年の1939年夏、満州・朝鮮を旅して「民族協和」と「東亜新秩序」の建設のために、「凡そ二十ヶ所にての講演」をしたという（前掲「児童研究」誌論文より）。その時の、講演記録のひとつが、満州社会事業協会の機関誌「社会事業と社会教育」第9巻第10・12号(1939年)に収録されているが、その講演「人的資源確保と児童保護」の柱は、次（次頁）のように構成されている。

この講演記録には、「人的資源確保」という観点から、「精神薄弱児」の保護を含んだ久保寺の児童保護構想がよく示されている。日中戦争を「聖戦」ととらえ、「興亜の大業の成就」＝「東亜協同体」の建設をしっかりと見据え、また一方に「皇室」の「児童愛護に関する御仁慈」に「感激の情」を披瀝し、そういう国家的課題を自覚し皇室の繁栄とそれへの感謝の念を抱いて奮起する久保寺の姿が描写されている。すべてが「聖戦」遂行に

人的資源確保と児童保護

久保寺保久

目次

- (一) 興亜大業達成のための児童問題新動向
- (二) 皇室の児童愛護に関する御仁慈
- (三) 児童保護事業各部門の有機的関聯と総合的な法的活動の要
- (甲) 聖戦下喫緊の児童問題
 - (イ) 一般児童の保健、衛生、教養、体位向上に対するもの—乳幼児保護、児童保護、就労児童保護
 - (ロ) 人的資源の根本的強化策—児童増殖と母性保護
- (乙) 現下我国の児童保護事業と社会政策的立法
 - (イ) 貧困に対する経済保護（救護法、母子保護法）
 - (ロ) 非行児童（犯罪少年）に対する保護（少年教護法、少年法）
 - (ハ) 児童身神に関する直接保護（児童虐待防止法、工場法、鉱業法、商店法、精神欠陥児保護法（未制定））
- (四) 特殊児童の人的資源的観点よりの再検討
 - (イ) 身体虚弱児 (ハ) 肢体不自由児
 - (ロ) 盲聾啞児 (ニ) 精神異常児（精神欠陥児）
- (五) 精神異常児に関する究明と対策
 - (イ) 種類（精神薄弱児、精神異常児、変質児、精神病神経病児）
 - (ロ) 心理的表徴と身体的證候
 - (ハ) 知能の問題
 - (ニ) 犯罪傾向者、独立生計不能者と精神欠陥児との交錯
 - (ホ) 精神異常（欠陥）児に対する処遇の変遷発達（外国と日本）
 - (ヘ) 療護教養と此種問題（国策としての重要事件）
- (六) 眞の天才と所謂「イデオサン 賢き白痴」
- (七) 学園教養上の理念と取扱事例
 - 特殊（異常）児の早期発見と療護教養
 - (イ) 環境異常が異常児に及ぼす影響
 - 不完全家庭諸排—私生児、棄児、遺児、迷児、被虐待児、栄養不良栄養障碍
 - (ロ) 特異性情と病的負因
 - ・ 遺伝性精神欠陥・血族結婚と劣性遺伝・酒精中毒、梅毒、結核と精神欠陥
- (八) 東亜協同体に於ける日本の使命と児童問題

収斂していく狂気と暗黒の時代の中で、久保寺は、「精神欠陥児法」が「未制定」であることを問題にし、並行して「精神薄弱」概念及びその処遇体系の一層の明確化に取り組んだといえる。その久保寺における到達点を示したものが、図1と図2である。⁽⁴⁾

図1（左上）から明らかのように、久保寺の「精神薄弱」概念は、最終的に、IQを指標にして、IQ90以下を「精神欠陥」とし、その「精神欠陥」を、IQ75~90の「類精神薄弱」=「遅鈍」=「境界線級」=「劣等」とIQ75以下の「確定的精神薄弱」=「低能」とに分け、さらに「確定的精神薄弱」は、「白痴（IQ25以下）」「痴愚（IQ25~50）」「魯鈍（IQ50~75）」の三種と分類した。ここまでは、「精神薄弱」を、「知的欠陥」から概念規定したものであるが、さらに久保寺は、踏み込んで「情意」との関係、あるいは自立の可能性という観点から、図1（左下）にみるような「犯罪傾向者、独立生活不能者と精神欠陥児との交錯図」を作成・提示している。この「交錯図」は、「精神薄弱児」を含む「精神欠陥（異常）児」を、まず「智能欠陥」に注目して、①「白痴」の段階（=A・C）、②「痴愚」「魯鈍」の段階（=B・D）、③「遅鈍」の段階（=E、さらにE'・E"）、に3分類し、それを基軸にしつつ、「犯罪傾向」（A・B・E'）と「独立生計」の可能性（C・D・E"）との関連性を問い、そうしてA~Eに応じた処遇形態を体系的に示すものである。この処遇体系を、前節の(b)(d)の検討の際にみた処遇形態と比較すると、基本的に同様の処遇体系が構想されているが、「教育治療院」がなくなり、第一種・第二種の「療護院」だけになっている。これは、「痴愚」と「魯鈍」を一括して処遇において区別していないことによるものと考えられる。また、「聚落」への処遇も消失している。しかし、図2に示す処遇・法制度体系では、「治療教育院」があり、また「聚落」との関

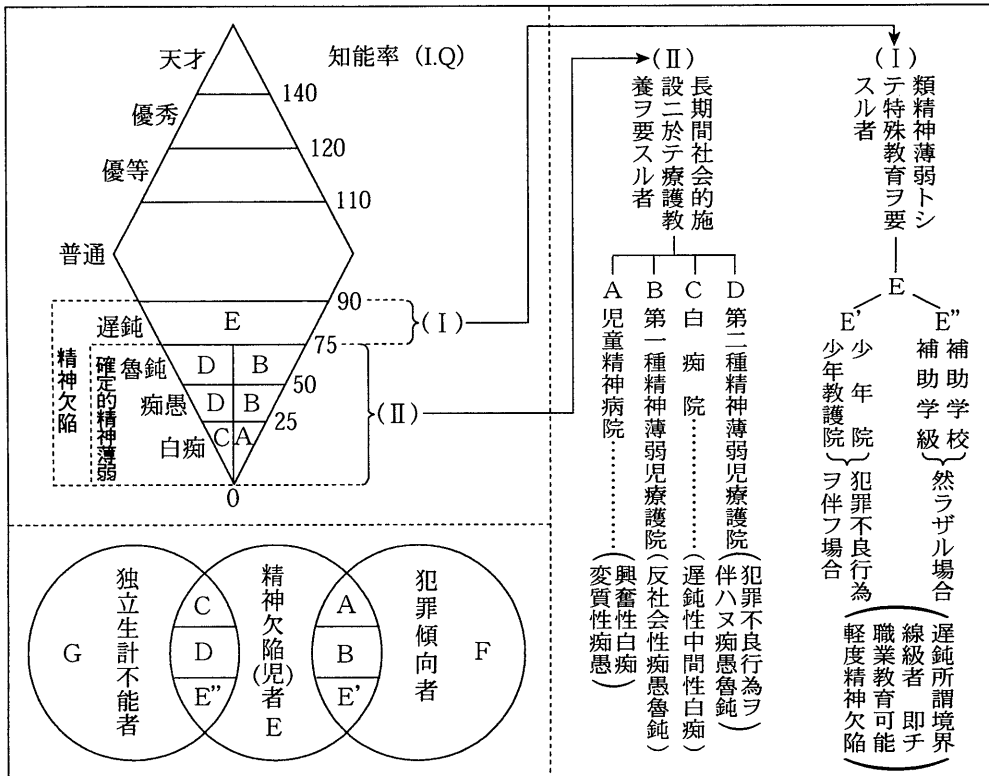


図1 久保寺保久における「精神薄弱」概念の構造と処遇体系

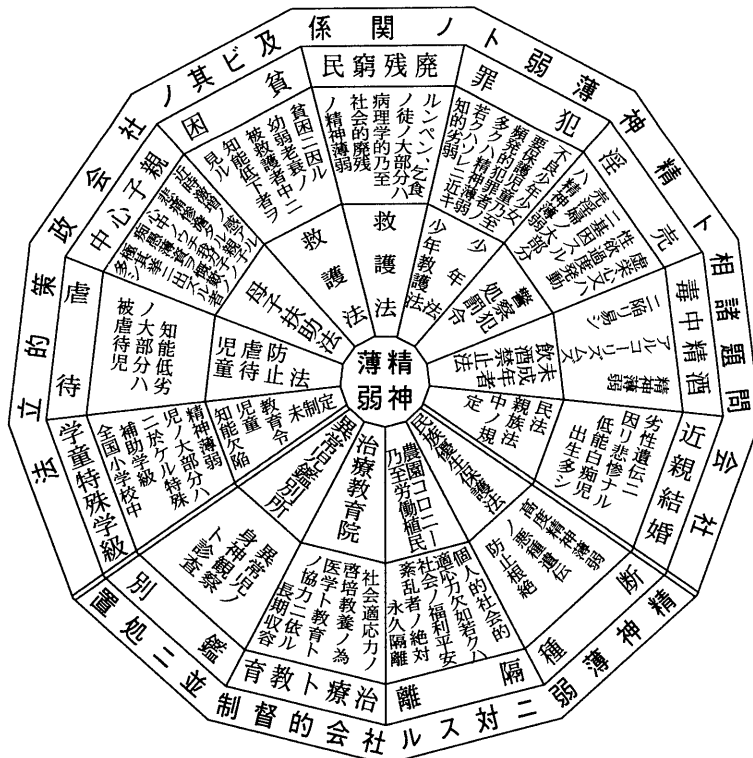


図2 久保寺保久における「精神薄弱」の社会的督制・処置及び社会政策的立法の關係構造

連では、「農園コロニー乃至労働植民」が明記されている。いずれにせよ前節でみた①治療教育学的処遇、②純医学的処遇、③優生学的処遇、の3つ処遇形態との関連で整合的に構造化されているとはいえない。残念ながら、久保寺は、1942年、52歳でその生涯を閉じたためにその後の発展はないが、「精神薄弱」概念の本質規定における智情意の関係をどう構造的に把握するかという問題に、久保寺なりの解答を提出しているといえる。そして、この戦前の社会事業分野における到達点ともいえる久保寺の「精神薄弱」概念とその処遇構想は、戦時下で果たそうとしたその時代的性格と役割の是非を問われることなく、現行の児童福祉法に結実する戦後改革期最初の「児童保護法案要綱大綱案」（1946. 10. 15）の中に、「精神薄弱」という用語とともに、「特別児童保護施設」としての「児童療護院」（傍点筆者）として戦後に継承されているといえる。

おわりに

以上、本誌前号と本号において戦前の社会事業分野における「精神薄弱」概念の形成過程とその到達点を、社会事業大会等での議論を手がかりにして、一定の解明をおこなってきた。紙幅の関係で詳細なまとめはできないが、少なくともこの「研究Ⅱ」の検討を通して言えることは、①第一次世界大戦後に顕在化する社会問題としての「低能（精神薄弱）」問題とその解決策が、社会立法措置として要求され、それが政策的、運動的に模索される中で、自覚した個人（菊池、久保寺など）によって用語・概念の整理とその明確化・構造化がおこなわれたということ、②その概念の明確化・構造化の過程で、「精神薄弱」の本質規定をめぐる「智」の「異常（欠陥）」と規定するか、「智情意」全体の「異常（欠陥）」と規定するかが重要な論点になっていたこと、③久保寺保久の「精神薄弱」概念は、社会事業分野におけるその智情意の関係を構造的に整理しようと試みた貴重な成果・遺産であり、戦前の到達点のひとつであること、等である。

今後は、本誌第46号所収の「研究Ⅰ」の「おわりに」で述べた「第二の課題」、すなわち、戦前の「精神薄弱」施設関係者と感化事業関係者の本格的な人物研究を通して、戦前の社会事業分野における「精神薄弱」関係用語・概念の歴史的発展過程の全体像をより一層深く解明していきたい。

<(下)の註>

- 1) この精神薄弱（児）者保護法に関する主要な先行研究としては、次の註2)の山田論文と北沢清司氏の「昭和戦前期精神薄弱者保護法制定運動の検討」（「大正大学研究紀要」第70輯 1985年）がある。本稿執筆にあたり、多くの示唆を得た。記して感謝する。
- 2) 山田明：昭和戦前期の精神薄弱者保護・教育事業における八幡学園の位置—久保寺保久の精神薄弱保護構想を中心に—（「障害者問題研究」第13号 1978年）の中で明らかにしている（山田論文の図1. 2. 3参照）。
- 3) 『紀元二千六百年記念全国社会事業大会報告書』pp. 569～570
- 4) 図1, 2は、『特異児童を護れ』（八幡学園叢書第一輯 1940年）に掲載された図（pp. 21～22 & 35）を基本にしつつ、それと論文「人的資源の確保と児童保護（第二講）」（「社会事業と社会教育」第9巻第12号）掲載の図（P. 36）とを合成したものである。なお、図2には一部省略がある。

（付記）本稿は、日本教育学会第53回大会（於・東北大学 1994年8月）において配布した資料と口頭報告の後半部分を、修正・加筆したものである。（1995. 3. 15）

<資料1>

全国社会事業大会・全国児童保護事業大会における「精神薄弱」関係の協議題・決議・建議等内容一覧(その2)

| | 大会名 | 「精神薄弱」関係の協議事項・決議等 | 主要な参加者名 |
|----|--|--|---|
| 10 | <p>第三回全国児童保護事業大会 (1934. 6. 18~20 於・東京) ※『第三回全国児童保護事業大会報告書』より作成</p> | <p>▶第四部会 (研究事項) 一. 身体並に精神異常児保護に関する件(各府県提出意見 15件) 二. 虚弱児童保護に関する件(各府県提出意見 16件) *講演: 虚弱児童養護に就て(一宮学園長 重田定正) ↓ 「精神異常児」中の「精薄」関係の協議題 (五) 府県或はその聯合に依って白痴院を設置するは急務なりと認む(愛知) (六) 身体異常児につきては先づ之れを置き精神異常児に対しては一刻も早く少年精神病院を設置し之を国家的に收容保護せられんことを要望す(兵庫県) (七) 各府県単位に一ヶ所以上の矯正機関及輔導機関の設置を図ること(群馬) (八) 児童鑑別所並に異常児收容所を全国に設立せられたし、応急的に少年教護法により教護院に置かるべき児童研究所を院外に設置し一般の児童相談所又は児童教育相談所の統制を画り且つ全国に異常児收容施設設立の奨励補助をなすやう建議すること(東京) (九) 身体並に精神異常児鑑別機関の設置を当局に要望すること(鹿児島) (十) 鑑別機関及相談所を設置すること(群馬) (十一) 精神異常児に対しては児童精神病院等の設置奨励を理想とするも斯の如き専門的施設たらざるも現在公私精神病院に於いて其の附属設備として児童精神病室を特設し治療的保護並に教育的に取扱ふ様実現を望む(岐阜) (十四) 公共団体に於て身体並に精神異常児童教育所の設置を奨励し、其の創設費及經常費に對し国庫補助の方途を確立すること(神奈川) (十五) 特種教育機関の普及完備を図ること(静岡) *「第四部会参考資料」中に「精神薄弱者二関スル調査」あり(省略) ↓ <協議> *上記(八)の協議に関わる発言の中で、林蘇東は、「反社会的」で、「危険」な「精神異常児」を、「できるだけ早く発見して保護する」ために、近く「精神薄弱児愛護協会」が設立される」と言明。 ↓ 第四部会決定事項 「(一) 身体並に精神異常児保護に関する建議案 本大会は、現下吾国に於ける身心異常児童の保護制度並に施設の未発達の状態に鑑み、政府に於いては速かに別紙要項に依る不具者学校令を制定發布し、甚だしき不具者に対しては之が收容保護機関を設け、精神異常児童の保護に関しては、近く施行せらるべき教護法に規定する児童鑑別機関を拡張充実に、広く此の種児童の調査研究に当たらしむると同時に、精神薄弱者、性格異常者、精神病者等に対し夫々特別養護学級低能白痴院、児童精神病院若しくは精神病室等適當なる教護治療の諸機関を全国に普及徹底せしめられんことを要望す。 右建議す 昭和九年六月十九日 中央社会事業協会主催 第三回全国児童保護事業大会 別紙略す 身体並に精神異常児保護に関する決議案 精神異常児童の保護に関し何等の制度なく施設の数亦極めて少き吾国の現状に鑑み此れ等の児童の保護制度を確立し、其の施設の普及徹底を期するがための最根本方針を定むる目的を以て、本大会は別記要項により斯道専門家より成り、一大研究調査委員会設置の要を認め、財団法人中央社会事業協会は、之が実現のため必要なるあらゆる努力を払はれんことを要望す、猶該調査研究の爲各綜合大学内に特別の講座を設くる必要ありと認む。 右決議す 昭和九年六月十九日 中央社会事業協会主催 第三回全国児童保護事業大会 精神異常児童調査委員会要項 一. 委員会の任務 (一) 吾国児童の精神發育標準を定むること。 (二) 精神異常児童の種類並に各種異常児童の精神状態を明確ならしむること。 (三) 吾国に於ける各種精神異常児童の數並に其の分布状態を調査すること。 (四) 目下吾国に於ける精神異常児童の受けつつある処遇の状態を徹底的に調査すること。 (五) 精神異常児童保護の制度を調査決定すること。 (六) 各種精神異常児童の教育保護並治療に関する施設の備ふべき標準を確立すること。 (七) 精神異常児童の發生予防の方途を講究決定すること。</p> | <p>(第四部会出席の関係者氏名) 久保寺 保久 (八幡学園長) 岡野 豊四郎 (筑波学園長) 林 蘇 東 (施無畏学園)</p> |

| | | | |
|-----------|--|---|---|
| | | <p>二. 組織 委員は、吾国に於ける最高權威たるべき医師、教育者、心理学者、社会事業家、法律家並行政官より選出し委員会は之を内閣に直屬せしめること。</p> <p>三. 委員会の要する経費 委員会に要する事務費並調査費は一切国庫支弁とすること。」</p> | |
| <p>11</p> | <p>第八回全国社会事業大会 (1935. 10. 23~26 於・東京) ※『第八回全国社会事業 大会報告書』より作成</p> | <p>▶第一部会第四委員会 <協議題> 「24. 少年教護院ニ収容スルヲ不適当トスル要教護少年ノ保護ニ関スル件 神奈川県、大分県・大分少年保護院、福島県社会事業協会 25. 要保護児童ノ早期発見並ニ保護ノ徹底ヲ計ルメ精神欠陥児ノ研究調査機関設置ニ 関スル件 東京府・カルナ学園 37. 精神薄弱児童保護法並ニ身体欠陥児童保護法制定方建議ノ件 千葉県、福井県、東京府・日本精神薄弱児愛護協会 38 身心異常児童ノ収容保護所並ニ教導機関設置方要望ノ件 京都府、千葉県」</p> <p style="text-align: center;">↓ <協議></p> <p>第37号議案に関する久保寺保久の提案説明 * 「精神薄弱児保護法制定に関する要望と其理據」(『日本愛護五十年の歩み』pp 22—24参照)</p> <p style="text-align: center;">↓ 決議事項</p> <p>「身心欠陥児童保護ニ関スル件建議 身心欠陥児童ノ保護事業ハ児童保護事業体系中最モ重要ナル部門ヲ成スニ不拘其ノ発達 遅々タルノ現状ニ鑑ミ本大会ハ昭和九年東京ニ開催セラレタル第三回児童保護事業大会ニ 於ケル『身体並ニ精神異常児童保護ニ関スル決議』ヲ想起シ之ガ実行ノ促進ヲ要望スルト 共ニ政府ハ速力ニ身心欠陥児童ノ保護法ヲ制定シ併セテ現下ノ急ニ備フルガ為メ當該児童 ノ調査研究機関収容所並ニ教導機関ヲ設置セラレム事ヲ望ム 右第八回全国社会事業大会ノ決議ヲ以テ及建議候也 昭和十年十月二十六日</p> <p style="text-align: right;">第八回全国社会事業大会 会長 伯爵 清浦奎吾</p> <p>内務大臣 後藤文夫殿 身体並ニ精神異常児童保護ニ関スル決議ニ関シテハ中央社会事業協会ニ於テ継続委員会 ヲ組織シテ之ガ実現ニ尽力セラレムコトヲ附帯決議ス」</p> | <p>(第四委員会 委員氏名) 川田 貞次郎 久保寺 保久 林 蘇 東 藤 本 克 己</p> |
| | | <p style="text-align: center;">↓</p> <p>第八回全国社会事業大会継続委員会第三委員会(身体並びに精神異常児及び少年教護法改訂に関する継続委員会)設置</p> <p style="text-align: center;">↓ 委員会での審議(1936. 4頃より数次開催)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1937. 10. 27 「精神異常児保護法」制定に関する最終決定案文を作成→三宅委員長の名を以て当局へ提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>全国社会事業大会常設委員会の建議 「全国社会事業大会常設委員会は、第八回全国社会事業大会後第三委員会に於て審議中の『精神異常児保護法制定に関する件』を此程決し、次の如く政府に対し建議する事となった。 昭和十三年四月十九日</p> <p style="text-align: center;">全国社会事業大会常設委員会 委員長 伯爵 清浦奎吾</p> <p>内閣総理大臣 厚生大臣 文部大臣 大藏大臣 右各通</p> <p>精神異常児保護法制定及之ガ保護施設拡充方要望に関する件建議 政府は精神異常児童保護の喫緊なるに鑑み速かに之ガ保護法を制定し且つ当該保護施設の拡充整備を図られんことを望む 右第八回全国社会事業大会継続委員会に於て慎重協議を重ね決定したる所に基き此段及建議候也</p> <p>理由 我国児童保護事業は最近に於て各種の児童保護法令制定せられ其施設亦一段の進展を示したりと雖も精神異常児童の保護に至りては尚社会の認識極めて浅く之れに関する対策は殆ど等閑に附せられ居るの現状にあり。 財団法人中央社会事業協会其他民間機関に於ては夙に這聞の状態に鑑み之ガ充実に關し屢々政府当局に建議陳情する所ありしが偶々昭和十年第八回全国社会事業大会の開催せらるるや精神異常児童の保護に関する対策の実現に就き重要決議を行ひ当時既に政府当局に建議すると共に同大会は特に継続委員会を設置し爾來熟議を重ね今般左記各項の決定を見るに至りたり。</p> | |

| | | |
|-----------|---|--|
| | | <p>仍て別紙精神異常児童保護に関する要綱を具し当該保護法の制定と保護施設の拡充に対する諸般の方途を陳情し之が急速なる具体化を要望して已まざるものなり。</p> <p>要 綱</p> <p>一 精神異常児童保護法の制定</p> <p>抑も精神異常児童に関する社会的措置の不備は實に個人終生の不幸を将来するに止まらず實に貧困の主要なる原因となり浮浪の徒乃至犯罪者発生の要因をなし惹いては民族の変質を誘致し国家の隆昌を阻害するに至るところの重大社会問題たらずんばあらず。然るに我國に於ては之が保護法を数個の私設団体の手裡に委するに止り何等国法の保護を見ざるが如きは洵に遺憾とする所なり。</p> <p>仍て政府は這間の情勢に鑑み国民の福祉を確保し国力の伸張を図らんとため精神異常児童保護対策を樹立し速やかに之に関する保護法を制定実施せられんことを望む。</p> <p>二 収容施設の拡充 (略)</p> <p>三 院外保護施設の充実 (略)</p> <p>四 国立精神異常児童研究所の設置 (略)</p> <p>五 児童の精神健康調査 (略)</p> <p>六 児童精神衛生と児童相談所の普及 (略)</p> <p>七 精神病専門技術官の増員及び精神異常児童専門社会事業従事員 (Psychiatric Social Worker) の設置</p> <p>八 性病予防の徹底」</p> <p>(出典)「児童保護」第8巻第5号 pp. 84—86 1938年5月</p> |
| <p>12</p> | <p>第四回全国児童保護大会 (1939. 10. 12~14 於・東京) ※「精神衛生」第15年第 1号所収の関係記事よ り作成</p> | <p>▶第三部会 (疾病、虚弱並心身欠陥児童保護)</p> <p>・第一委員会・疾病、虚弱児童の問題</p> <p>・第二委員会・心身欠陥児童問題</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><第三部会決議事項></p> <p>「一、精神薄弱児童保護に関する件</p> <p>精神薄弱児の教育機関並に保護施設を整備することは、其の能力の練磨と徳性の涵養と相俟って、人的資源の確保に寄与するのみならず社会福祉の増進に貢献するところ大なるものあるを以て、速に左記の事項の実施を要す。</p> <p>一 精神薄弱児特別教育令を制定し、其の制定に当りては左記事項に留意すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 智能の欠陥に因り小学校に於て特殊なる教育に依るに非れば教育の効果を挙ぐること困難なる児童は之を補助学校若は補助学級に編入すること、補助学校若は補助学級に編入するに適せざるものは之を精神薄弱児治療教育院又は療護院又は精神病院に入院せしむること。 2 補助学校若は補助学級に編入すべき児童の鑑別は、精神薄弱児鑑別所に於て之を行ふこと。 3 市町村に補助学校を設置すること。 但し、地方の事情に依り小学校に一定数の補助学級を設置し補助学校に代ふことを得ること。 4 補助学校又は補助学級の教具は小学校本科正教員たるの資格あるものにして国立職員養成所に於て所定の課程を修了したるものなること。 5 就学前一年の四月に於ける鑑別に依って精神薄弱児と鑑別せられ又はそれ以前に於て精神薄弱児と認められたるものは幼稚園の特別組に入園せしむる様奨励すること。 <p>二 精神薄弱児保護法を制定し、其の制定に当たりて左記事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精神薄弱児の早期発見及び一般的保護並に職業輔導の爲保護委員を置くこと。 2 学校長、市町村長、警察署長、医師、保護委員、方面委員、少年教護委員、精神薄弱の疑ありと認めたる児童を発見し親権者の同意あるときは其の鑑別を精神薄弱児鑑別所に依頼すること。 3 精神薄弱児鑑別所は、精神薄弱の程度、施設に入院の可否、入院すべき施設の種類等を鑑別し、之を地方長官に具申すること。 4 地方長官は、鑑別所の具申に基き左記に該当する精神薄弱児にして必要ありと認むるときは之を施設に入院せしめ又は保護委員に其の保護を委託すること。 <p style="text-align: center;">記</p> <p>親権者又は後見人より入院又は保護の申請ありたる者但し地方長官必要ありと認むるときは前項の規定に依る申請なき場合と雖も施設に入院せしめ又は保護委員に其の保護を委託することを得ること</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 精神薄弱児を入院せしむる施設は左の各号とすること <ol style="list-style-type: none"> 一 治療教育院 (軽症なる精神薄弱児を入院せしむ) 二 療護院 (重症なる精神薄弱児を入院せしむ) 6 治療教育院に於ては児童の可及的職業能力の涵養に努め其の職業能力が社会に於て職業を営み得ると認められたる者に就ては其の就職を指導し就職後は保護委員之が輔導をなすこと 但し児童の能力及性格が社会に於て職業を営むに適せぬと認められたるときは之を聚落に収容して作業を為さしむること 療護院に於ては児童の能力に応じ簡易なる作業の訓練をなし一定の訓練を経たるものは聚落に収容して可及的自足の生活をなさしむること 7 道府県に精神薄弱児治療教育院を設立すること 8 道府県に精神薄弱児鑑別所を設置すること 9 国立療護院を設置すること 10 補助学校、補助学級、療護院、治療教育院及鑑別所に於て治療教育鑑別の業務に従事する職員を養成する爲国立職員養成所を設置すること |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>一、第三部共通事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虚弱児並に心身欠陥児の科学的調査を全国的に実施の要あり之が為国民の速やかなる実施を要望すると共に該制度に於ける検診が此の種児童の調査に必要な科学的条件を具備する様其の筋に要望すること 2. 虚弱児並に心身欠陥児童に対する鑑別検閲は可成之を綜合して設置すること 3. 虚弱児並に心身欠陥児の早期発見及び一般的保護並に職業輔導のため保護委員を設くること 4. 此の種児童の保護徹底のため関係児童保護施設との聯絡提携を図る必要あるを以て全国的聯絡統制機関の確立を期すること 5. 児童保護行政機構の整備を期するため厚生省に児童局を道府県に児童課を設置すること 6. 児童研究所を設置し児童保護に関し科学的見地より綜合的に研究調査せしむること 附帯決議 本大会に於て決議したる建議並に要望事項に関しては速に之が実現を期するやう本大会主催者に於て実行委員会を設くる等の方法に依り適切なる処置を講ずること 厚生大臣諮問に対する答申 <p>一、心身欠陥児童保護の徹底強化</p> <p>従來其種児童に対する保護はその施設並保護方法に於いて世人より顧みられざるの実情あり。従つて之が整備を図るは一般的保護の見地より肝要なるのみならず其種児童の資質能力の向上に資する事を得べし。</p> <p>一、精神薄弱児童保護施設の普及</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 精神薄弱児童に対し適當なる保護教育を授くべき法令を制定すること 2. 精神障碍児鑑別機関並精神障碍の程度別に依る治療及保護施設を整備すること <p>二、肢体不自由児童並に準ずる児童の保護施設の普及徹底(略)</p> <p><建議事項(関係文のみ)></p> <p>一、精神薄弱児童保護に関する件(厚生大臣宛) *内容は、上記の「第三部会決議事項」の後半部分「二、精神薄弱児保護法を制定し、其の制定に当たりて左記事項に留意すること。」と同じ</p> <p>一、精神薄弱児童保護に関する件(文部大臣宛) *内容は、上記の「第三部会決議事項」の前半部分「一、精神薄弱児特別教育令を制定し、其の制定に当たりては左記事項に留意すること」と同じ →1939 10. 14, 「児童保護に関する建議(会長名・清浦奎吾)として提出</p> | |
| <p>13 紀元二千六百年記念全国社会事業大会 (1940. 10. 10~12 於・東京) ※『紀元二千六百年記念全国社会事業大会報告書』より作成</p> | <p>▶第六部会(教育並教化ニ関スル事項) <関係協議題></p> <ol style="list-style-type: none"> 二. 精神薄弱児の保護施設設置に関する件 (秋田県・宮原 真誠) 四. 心身欠陥児童に対する教育救養に関する件 (千葉県・久保寺保久) 十五. 低能児及白痴教育に関する件 (宮崎県・馬場 之道) <p style="text-align: center;">↓ 協議</p> <p style="text-align: center;">↓ 委員会審議</p> <p>*委員中の関係者氏名: 田中正雄、久保寺保久、城戸幡太郎 他</p> <p style="text-align: center;">↓ 決議</p> <p>「第六部会 教育並教化ニ関スル事項」中の「教育ト社会事業」の主要な柱と関係箇所</p> <ol style="list-style-type: none"> 一. 学齡前児童ニ関スル事項 <ol style="list-style-type: none"> (一) 幼児教育(略) (二) 母親学校ノ普及方法(略) 二. 学齡児童ニ関スル事項 <ol style="list-style-type: none"> (一) 国民学校制度実施ニ関スル対策(略) (二) 精神身体又ハ環境異常児童ノ教育並保護 国民学校制度ノ実施ト並テ心身又ハ環境異常児童等ノ教育、保護ニ関シ左ノ事項ヲ緊要トス <ol style="list-style-type: none"> (イ) 盲、聾啞教育ノ義務制ヲ急速実施ノコト (ロ) 精神薄弱児、虚弱児、肢体不自由児等ニ対スル保護教育法ヲ制定シ教員並保護施設ヲ促進スルコト (ハ) 被虐待児童ノ発見並保護 (二) 育児院、教護院等ヲ改善拡充シ教育ヲ刷新スルコト <p style="text-align: center;">↓ 建議</p> <p>内閣総理、陸軍、海軍、文部、厚生各大臣及び企画院總裁に「国民学校制度実施ニ伴フ対策ニ関スル件」を建議。→国民学校令施行規則第53条(1941. 3. 14)成立への影響</p> | <p>第六部会地方推薦協議員 川田貞治郎 (藤倉学園 常務理事) 脇田 良吉 (白川学園長) 田中 正雄 (六方学園長) 中央推薦協議員 三宅 鑛一 村松 常雄 城戸幡太郎 青木誠四郎 喜田 正春 林 蘇東 久保寺保久 *第一部会協議員 岡野豊四郎 (筑波学園長) 脇田 悦三 (白川学園)</p> |